

条例整備促進のための基本方針改正について

移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正（建築物関係部分抜粋）

 2018年10月19日 公布
 2018年11月 1日 施行

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 (2) 国の講ずべき措置(設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等)

(略)、また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

(略) なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。

バリアフリー法第14条に基づく条例(地方条例)について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能。

(※必要に応じ、多雪区域や中心市街地等、特定の区域に限定した基準の付加も可能。)

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途(学校等)を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20団体（2018.10時点）

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市